

第4期古河市地域福祉計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 実施要領の趣旨

古河市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する計画であり、現行の第3期計画の期間が令和8年度で期間満了となるため、令和9年度から令和13年度までの5か年を計画期間とする「第4期古河市地域福祉計画」を策定する。なお、本計画では、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を包含するものとする。

「第4期古河市地域福祉計画」の策定にあたっては、古河市の地域福祉の現状や特性を把握し、多くの観点から、調査研究、現行計画の検証、データ収集や分析等が必要であることから、豊富な経験と高い専門知識により最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザルにより受託業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

第4期古河市地域福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第4期古河市地域福祉計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

(4) 委託料限度額

令和7年度 6,380,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 6,446,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

総 額 12,826,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

提案に際しては、年度ごとにこの限度額の範囲内で提案額を提示すること。

なお、提案額の提示にあたっては、消費税の税率を10%で積算するものとする。

3 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

4 参加資格条件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 古河市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 古河市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年 9 月 12 日告示第 24 号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 地域福祉計画の契約実績が 1 件以上あること。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5 全体スケジュール（予定）

内 容	期間又は期日
実施要領の公表	令和 7 年 3 月 14 日（金）
質問受付	令和 7 年 3 月 14 日（金） ～令和 7 年 3 月 21 日（金） 17 時
質問回答	令和 7 年 3 月 27 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 4 月 3 日（木） 17 時
参加可否通知	令和 7 年 4 月 7 日（月）
企画提案書の提出	令和 7 年 4 月 21 日（月） 17 時必着
第一次審査（書類審査）	令和 7 年 4 月 25 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 4 月 30 日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 14 日（水）
委託業者決定通知	令和 7 年 5 月 26 日（月）
契約	令和 7 年 5 月 30 日（金） 予定

※受付等は土、日、祝日は行わない。また、各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

6 質疑受付・回答

(1) 質問受付

令和 7 年 3 月 14 日（金）から 3 月 21 日（金）17 時まで

(2) 受付方法

「質疑書」(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

送付先：fukushi.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp

①件名に【第4期古河市地域福祉計画プロポーザル質問】と記載すること。

②メール送信後に必ず送信した旨の電話連絡をすること。

③電話など口頭による質問の受付及び回答は一切しない。

(3) 回答

質問に対する回答は、3月27日(木)17時までに、古河市ホームページにて回答を掲載する。

7 参加表明書等の提出

(1) 参加表明

プロポーザルの参加希望する者は、下記(5)に定める書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月3日(木)17時必着

(3) 提出先

古河市役所 福祉部 福祉推進課 地域福祉係

※住所、電話番号等は要領の「16 事務局」に記載

(4) 提出方法

持参(平日の8時30分～17時まで)又は郵送

(5) 提出書類

①参加表明書(様式2)

②暴力団排除に関する誓約書(様式3)

③会社概要(任意様式により、資本金、年商、従業員、組織図、業務資格、事業内容等を記載したもの)

④業務実績書(様式4)

⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

※提出された書類は返却されない。

(6) 参加の可否

参加資格を確認し、令和7年4月7日(月)に参加の可否を通知する。

8 辞退方法

(1) 参加表明受付後の辞退

辞退届（様式5）を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月21日（月）17時まで

(3) 提出先

古河市役所 福祉部 福祉推進課 地域福祉係

※住所、電話番号等は要領の「16 事務局」に記載

(4) 提出方法

持参（平日の8時30分～17時まで）又は郵送

9 企画提案書等の提出

仕様書に基づいた下記に定める企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書

①企画提案書の様式

ア 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとする。

ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

イ 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。

②企画提案書の記載内容

別紙の仕様書をもとに、下記の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

ア 事業実施体制の確保

イ 地域福祉の現状と課題の整理

ウ 政策動向の把握

エ 市民アンケート調査の企画・実施

オ 関連機関・団体ヒアリング調査の企画・実施

カ 回答結果の集計・分析

- キ 第4期古河市地域福祉計画骨子案の作成
- ク 答申・パブリックコメントの実施支援
- ケ 事業計画に係る策定委員会及び庁内検討委員会等の会議支援
- コ 業務遂行人員体制
- サ 業務実績
- シ 報告書等をわかりやすく、読みやすくするための工夫

(2) 業務工程表（任意様式）

(3) 配置予定技術者の経歴書（任意様式）

(4) 見積書（任意様式）

消費税を含む金額を記載するとともに内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること。

(5) 提出部数

8部を直接持参または郵送にて提出すること。

(6) 提出期限

令和7年4月21日（月）17時まで

(7) 提出先

古河市役所 福祉部 福祉推進課 地域福祉係

※住所、電話番号等は要領の「16 事務局」に記載

10 審査方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、古河市地域福祉計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が別に定める評価基準に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしているすべての事業者から提出された企画提案書等を評価基準に基づき審査、点数化する。なお、審査は非公開にて行う。原則として3事業者程度を第一次審査通過事業者とする。審査結果については、令和7年4月30日（水）に企画提案書等を提出したすべての事業者にも文書で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査通過事業者により、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを

実施し、評価基準に基づき審査、点数化する。

①実施日時

令和7年5月14日（水）

②実施場所

古河市総和福祉センター「健康の駅」2階 視聴覚室

③注意事項

ア 所要時間は40分程度とする。（説明15分、質疑25分）

イ プレゼンテーション用資料は、企画提案書に記載のない内容を追加することは認めない。

ウ プレゼンテーションの説明者は3名以内とし、業務受託した場合の主担当者が中心となり説明すること。

エ. パソコンの使用可。（プロジェクター及びスクリーンは市で用意）パソコンは各参加者が持参する。

11 選定方法

- （1）失格者を除いた者のうち、一次審査及び二次審査による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- （2）最高点の者が複数ある場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- （3）（1）、（2）に関わらず、選定委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。

12 選定結果通知及び公表

- （1） 選定の結果は、令和7年5月26日（月）に、第二次審査に参加したすべての事業者にも文書で通知する。
- （2） 選定の結果については、古河市公式ホームページで公表する。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表する。

13 失格事項

- (1) この要領に定める手続き以外の方法により市の職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

14 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

優先交渉権の決定後、市は優先交渉権者と速やかに契約締結を行う。

なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、古河市契約規則第 30 条に従い、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、古河市契約規則第 33 条の規定に該当する場合は保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了時に支払うものとする。ただし、令和 7 年度分については、令和 7 年度の予算額を上限として、令和 8 年 3 月 15 日までの出来高に対して支払う。なお、契約時に着金が必要な場合は事前に協議すること。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、古河市個人情報保護条例に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(6) 契約を締結しない場合

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

15 その他

- (1) 事業者の応募がない場合又は優先交渉権者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担するものとする。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。

16 事務局

担当部署 古河市役所 福祉部 福祉推進課 地域福祉係

住所 〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 番地

古河市総和福祉センター「健康の駅」内

電話 (FAX) 0280-92-5771 (0280-92-7564)

電子メール fukushi.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp